東京、昭44不57、昭48．３．６

命　　令　　書

申立人　　東京菱和自動車労働組合

申立人　　Ｘ１

申立人　　Ｘ２

申立人　　Ｘ３

被申立人　　東京菱和自動車株式会社

主　　文

１　被申立人東京菱和自動車株式会社は、申立人Ｘ３を原職に復帰させ、同人が解雇された日の翌日から原職に復帰するまでの間に受けるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。

２　その余の申立てを棄却する。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

⑴　申立人東京菱和自動車労働組合（以下「組合」という）は、被申立人東京菱和自動車株式会社に雇用される者が、昭和40年８月に結成した労働組合であり、組合員数は現在22名（本件申立時約300名）である。

⑵　申立人Ｘ１は39年４月１日に、同Ｘ２は42年４月１日に、同Ｘ３は36年３月11日にそれぞれ被申立人会社に雇用されたが、44年８月22日、後記の理由で解雇された。な

お解雇当時Ｘ１は組合の中央執行委員長、Ｘ２は書記長、Ｘ３は中央執行委員兼城西支部長代行の地位にあった。

⑶　被申立人東京菱和自動車株式会社（以下「会社」という）は、都内８ヵ所に営業所をもち、自動車・産業機械の販売修理を業とし、現在従業員約320名（本件申立時約600名）を擁する株式会社である。

２　44年夏季一時金をめぐる争議

⑴　組合のビラ貼りとストライキの実施

①　組合は、44年夏季一時金の要求闘争に際して、７月３日夕刻から同月18日まで各営業所でビラ貼りを行なったが、これらのビラには、「老ぼれ社長去れ」「欠陥経営者」などの文言を記したものもあった。

②ア　組合は、７月４日会社に対して、翌５日に24時間全面ストライキを実施する旨を通告したが、その際、会社のＢ１専務取締役は、「ありがとうございます」と言って通告書を受取った。

イ　そして、組合は５日の24時間全面ストライキのあと、７日から無期限全面ストライキに突入し、城西営業所に所属する中古車センターでは、同月８日から組合員15～６名が自動車展示場正門と事務所入口にピケを張り、Ｂ２中古車課長を除く非組合員の入門を阻止した。そして、８日に非組合員１名が塀を乗り越えて構内に入ったが、事務所入口で組合員ともみあいとなり、結局同人は事務所に入れなかった。また翌９日、多数の組合員が事務所内に入って、労働歌をうたったり、シュプレヒコールを行なった。このため、たまたま電話で業務上の応対をしていたＢ２課長は通話が不可能となり、相手方は電話をきってしまった。さらに、同月14日、組合員は展示場の正門を閉鎖し、非組合員が入ろうとするとスクラムを組んで阻止し、外来者には帰るよう説得した。

ウ　城西営業所では、同月10日から16日まで、組合員がピケを張り、入口には組合員が５～６名スクラムを組んで立ち、顧客が来ると帰るよう説得したが、職制を含む非組合員の出入りは阻止しなかった。

エ　城南営業所では、同月７日、多数の組合員がショールームの内外にたち、入口に「部品の出庫はいたしません。ご協力下さい」と掲示した。Ｂ３所長は組合のＡ１支部長に再三この掲示の撤去を求めたが、ききいれられなかったので、自分で撤去した。また、組合員は来客があると「きょうは仕事はやっていません。部品も出ませんよ」などと述べた。そして営業所のなかでは、労働歌をうたったり、シュプレヒコールをくりかえしたりした。また、Ｂ４サービス部長がＢ５部品課長の要請で応援に行ったが、組合員が入口の扉を押えたため入れなかった。

③　一方、会社は７月８日、「従業員の皆様へ」と題する社長名の文書を各職場に掲示した。これには「組合のスト通告はきわめて遺憾である……従業員のうちで、心ある人は充分反省してほしい」との趣旨の文言があった。

⑵　城西営業所長に対する組合員の行為

７月９日午後２時30分ごろ、Ｘ１ら組合員約90名は、城西営業所に行き、Ｂ６所長に「組合の主張に全面的に賛成するから要求をいれてもらいたい」旨の社長あての文書を作成することを要求した。しかし、Ｂ６所長はこれを拒否したが、その後さらに主としてＸ１とＢ６所長のあいだでやりとりがおこなわれ、結局、約一時間を費してＢ６所長みずから文書の内容をまとめ、同席していたＢ７副所長に清書させたうえ、この文書をＸ１に手渡した。Ｘ１はこれを組合員に朗読し、Ｘ３の音頭でシュプレヒコールなどを行なったのち、午後６時ごろ組合員はひきあげた。

なお、組合員がＢ６所長に対して上記のような要求をしている間に、何回か外部から事務所に電話がかかってきたがそれらは、組合員が受話器をいったんとり、すぐにきっていた。Ｂ６所長とＢ７はこれを知っていたが別段なにもいわなかった。

同日午後６時半ごろから、組合は同営業所で拡大中央闘争委員会を開いていたが、７時ごろ、Ｂ６所長がその会場をおとずれ、組合員Ａ２に菓子袋を渡した。Ａ２は他の者にこれを受け取ってよいかどうかを確かめたうえで受け取った。そして翌日Ｂ６所長はＡ２に対して「どうだ自分はいい所長だろう、こういうことができるのは俺ぐらいの者だ」と語った。

⑶　Ｘ３と非組合員Ｃ１とのトラブル

①　７月９日午後５時10分ごろ、組合の城西支部長代行Ｘ３と非組合員Ｃ１とのあいだにトラブルが生じた。同日の朝、Ｘ３がＣ１に「きょうはピケを張るから帰ってくれ」と述べ、Ｃ１は「帰ります」とこたえた。ところが、昼ごろＸ３がＣ１の姿を見たので、同人に「帰ると言ったのにまだ帰らないのか」と言ったところ、Ｃ１は「じゃ、帰るわ」と再びこたえた。しかし、終業時にもＸ３はＣ１をみたので、なぜ帰らなかったのか問いただそうとして、同人が着替えを終えて更衣室から出るのを待っていた。そして、Ｘ３は更衣室から出てきたＣ１に、「組合に協力するよう頼んだんだけど」と言いかけたところ、Ｃ１は「私は帰るから」と言ってとりあおうとせず、Ｘ３を押しのけて退出しようとした。Ｘ３とＣ１は互いに向い合う体勢で言いあいをしながら更衣室から５メートルほど離れた事務室入口のすぐ外側まで来た。そこでＣ１が転倒して、近くに置かれていた牛乳自動販売機にぶつかり、右手人差指と中指の間に裂傷を負った。その後間もなく、Ｃ１は警察に電話をかけようとしたが非組合員Ｃ２から注意され、先ず病院に行き診察をうけたのち、練馬警察署に行きＸ３を告訴した。そして、警察署から退出しようとした際、右足の痛みに気づき、帰宅したのちみると大腿部にアザを生じていた。

②　同月16日、Ｘ３は上記事件の容疑者として逮捕され、10日間勾留されたのち釈放された、その後担当検事のすすめで、Ｃ１はいったんＸ３との和解に応ずる態度をとったものの、この事件にふれた組合のビラをみて態度を硬化させ、結局和解に応じなかった。なお、Ｘ３は本件に関して起訴されなかった。

⑷　Ｂ８社長宅へのビラ貼り

７月９日夜、組合はＢ８社長宅の門、塀に百数十枚のビラを貼った。このビラには、「どうしたのかしらこの家、差し押えかしら、通行人の声」、「この家売ります、一時金にするため」「出すもの出さないと心臓発作起こすよ！」「金のあるこの家何分で焼けるかな、オレ５分位だと思うぞ」などと記したものもあった。

⑸　Ｘ１・Ｘ２らの会社役員室立入りと団体交渉の状況

① 組合は、局面を打開するためには本社のトップ層に直接組合員の心情を知らせる必要があるとして、７月10日午前10時30分ごろ、組合員約400名を動員して、本社におもむき、まず屋上で抗議集会をひらいたあと、三階の総務部事務室内に入った。同室に入りきれなかった者は廊下、階段等に滞留し、総務部事務室に入ったＸ１は携帯マイクを使用して演説をおこない、また、Ｘ２は再三シュプレヒコールの音頭をとるなどした。この部屋には、当時、総務部長、総務課長ら職制がいた。その後午前11時30分ごろ、Ｘ１・Ｘ２らが先頭に立って３階の役員室に向かい、同室に入ろうとしたので、Ｂ９取締役は、「Ｘ１君、入っては困る」と言ったところ、Ｘ１は「相当の覚悟がある。責任はもつ」といった趣旨の言を述べ、Ｂ９が役員室のドアを締めようとしたのを押しのけ、Ｘ２、申立外Ａ３（当時副委員長）らとともに、先頭に立って同室に入った。

役員室には、Ｂ９のほか、Ｂ８社長、Ｂ１専務取締役、Ｂ10、Ｂ11、Ｂ12各取締役がおり執務中であった。そして、Ｘ１に続いて20～30名の組合員が入室し、その後同室に入った者を含めると約60名になり、会社役員は社長、Ｂ１専務、Ｂ９取締役のほかは席を立って社長席付近に集まる形となった。また、スクリーン間仕切りをしている隣接の役員会議室にも組合員が入り、なかには土足のまま机の上に上って隣室のもようをききとろうとした組合員もいた。

Ｘ１・Ｘ２らは会社役員に対し、携帯マイクを使用して会社の態度を非難する言を述べ、また、社長にマイクを向けて「何をボソボソ言っているか」、「マイクの前ではっきり言ってみろ」などと言い、これに和して組合員のなかには「ただじゃ済まねえぞ」、「法律がなけりゃブッ殺してやる」などの言を述べた者もおり、その他野次、怒号が続いた、これらのもようはスピーカーを通して他の部屋にもひびきわたり、役員室に入らなかった組合員も声援をおくったり、野次をとばしたりした。

Ｘ１は、組合員に「言いたいことがあったらどんどん言え」と言い、Ｘ２は組合員を指名してマイクで発言をさせた。これに対して、会社役員は、Ｘ１らにすみやかに役員室から退去するよう求めたが同人らはききいれなかった。Ｂ９取締役は、

この間に便所に行ったがその際組合員は「通してやれ、逃がすなよ」などと言った。また、B10取締役は、当日風邪気味でもあったため、この席上気分が悪くなり、組合に病院へ行かせてほしいと申し出たのち退室した。

午後５時過ぎ、Ｂ９は組合に改めて退去を求めたがいれられなかった。その後、同人が「役員会をひらいて相談するから退室してほしい」と再三申入れた結果、６時30分ごろになってＸ１ら組合員は役員室から退去した。

② 同日午後８時30分ごろ、会社側からの申し出により団体交渉がおこなわれた。なおこの際、会社側は８名、組合側は11名が出席した。そして、冒頭、会社は組合に一般組合員を本社から退去させるよう要求したが、組合はこれを拒否した。そこで、会社は組合に騒がないようにしてほしいと申し入れたところ、組合は「配慮する」と答えた。また、組合がマイクを持ち込んでいたので、これをやめるよう申し入れ、協議の結果組合は同意した。なお、この席上、Ｂ１専務が同月４日に組合からスト通告書を受け取ったときに、「ありがとうございます」と言った問題は、組合が今後「水に流す」と言明した。このあと、夏季一時金問題について交渉がおこなわれたが、両者の主張が対立して組合側は次第に大声を発するようになった。そして、隣室にいた組合員も団体交渉会場のやりとりをきいて野次をとばし声援をおくるなどしたので、けん騒にわたった。そして、翌11日午前４時30分ごろ、会社は「黒字決算になるよう組合が協力してくれるならば、10月25日に１人5,000円を支給する」旨回答した。しかし、組合はこの案を実現可能性の乏しいものであると了承しなかった。

その後、会社は前記回答を手なおしして、「組合の経営に対する協力を希求して5,000円を10月に支給し、なお、今期がほぼ黒字決算となった場合は、さらに増額支給する」との態度を示したが組合はこれにも納得しなかった。そして、11日午後０時15分に15時間余にわたる団体交渉を一応終了し、翌12日午前９時30分から改めて団体交渉を行なうこととした。

③ア 同月12日、組合側交渉委員が団体交渉の場所で待っていたところ、会社は、社

長のからだの具合がよくないので出社が遅れるから、その間団体交渉に代えて事務折衝を行ないたいと組合に申し入れたが、組合は団体交渉を行なうことを主張し、両者の意見が対立したまま時間が経過した。

イ　同日午後３時30分、Ｂ８社長が出社したので団体交渉が開始された。しかし、組合から、午前９時30分から団体交渉が行なわれなかったことの釈明要求がなされ、また、会社からは会社側交渉委員の健康状態に対する配慮と、組合は規律ある交渉態度をとるようにとの申し入れがなされ、これらをめぐって６時10分まで協議が続けられた、そして、このあと夏季一時金問題について交渉を行なったが、金額上の折り合いはつかなかった。

ウ　団体交渉中の同日午後９時ごろ、あらかじめ会社の手配した医師が来社し、社長を診察して約１時間ほど健康状態をみまもっていた。しかし、翌13日午前０時10分ごろにいたり、社長は容態が思わしくなくなり退席した。その後も団体交渉が続けられたが、進展がなく午前６時40分いったんこれを打切った。

エ　この間、多数の組合員が団交会場の隣室につめかけ、組合側交渉委員に声援をおくったりした。

⑹　夏季一時金に関する会社役員の社長あて文書の作成経過

①ア　同月13日午後６時30分から団体交渉が再開されたが、会社側は社長が健康上の理由で欠席したので、Ｂ１専務が中心となって応対した。この団体交渉でも、双方の主張は平行線をたどり、翌14日午前０時25分休憩に入った。

イ　この休憩の間に、会社側からの申入れによって事務折衝が行なわれ、会社側からの提案で団体交渉を一時中断した。この間、Ｂ１専務とＢ９、Ｂ10各取締役の３名が社長宅に行き、午前５時ごろまで協議したのち帰社した。

ウ　同日午前６時15分ごろ、団体交渉が再開され、Ｂ１専務は「最善の努力をつくしたが回答は前回と同じである。しかし、さらに話し合いを深めて組合の理解を得たい」と述べた。

これに対して、Ｘ１は「そんな返事があるか。もっとほかに言うことがあるだ

ろう」と言い、Ｂ１が重ねて「私は最善の努力をした」と言ったところ、Ｘ１は「社長のところに行くときあんたはなんと言ったかもう一度言ってみろ」と詰問した。そして、Ｂ１の「最善の努力をつくしてくると言った」という言葉に対して、Ｘ１やＸ２は「何をとぼけているか」、「うそも休み休み言え」、「この野郎言ってみろ」などと怒声をあげた。

エ　隣室につめかけていた組合員は、このやりとりを耳にしていたが、その後団交会場のドアをあけてなかをのぞいたところ、組合側交渉委員が手招きしたので団交会場に入って来た。Ｘ１とＸ２は組合員の入る余地をつくるため、会社側交渉委員との間にあった机を会社側交渉委員の方に押しやったので、Ｂ１専務は壁と机の間にはさまれそうになった。そして、Ｘ１はＢ１専務の回答を不満として机の上にあったＢ１専務のノートを取り上げ机にたたきつけたところ、ノートは床にとんだ。そして、Ｘ１は組合員の持っていたマイクを取りＢ１専務の方に向け、「この前で言ってみろ」と詰問した。Ｂ９取締役が床に落ちたノートを拾い上げ机に置いたところ、今度はＸ２がこのノートを机にたたきつけた。

その後、腕組みをして目を閉じ沈黙していたＢ１専務の態度に業を煮やしたＸ２は、机の上に置かれていた金属製灰皿をつかんで２～３度机をたたいた。その際、Ｘ２は自分の指を切り出血した。

オ　交渉会場に入ってきた組合員は、Ｘ１らの言動に和して「てめえウソをつくか」、「てめえみてえな奴は一生つきまとって邪魔してやるぞ」、「言わなきゃ八ツざきにするぞ」、「そんな奴ブッ殺しちゃえ」などと言った。そして、Ｘ１はＢ１専務に、社長宅におもむく際組合になんと言ったかと詰問を続け、時間が経過していった。

②ア　同日午前９時すぎ、Ｂ１専務が「もう一度社長のところへ行ってくる」と発言したので、Ｘ１らは「社長に対する申入れ書を書け」と要求した。この際、「決意を書面にしてからでなければ出すわけにいかない」と述べた者がいた。Ｂ９取締役が自分で文書を作成したところＸ１はこれを取り上げて「書いてあることが

違う、俺の言うとおりに書け」と言い、筆記具を突き出した。Ｂ１専務はＢ12取締役に「Ｂ12君、書いてくれ」と言ったところＸ１は、文書の内容を『申し入れ書、私たち取締役一同はこの事態解決のために、組合側の要求にそった大巾再回答を組合側に提示するよう、取締役全員の名において社長に強く申入れます。万一、この進言が社長に容れられない場合は取締役全員即時辞任する所存です。社長殿、44年７月14日、全取締役連記署名捺印』と口述した。これに対して、会社側から『組合側の要求にそった』という部分は削除したいとの応答があり、組合はこの点を了承した。そしてこの文書に署名する段階で、Ｂ13取締役だけは拒否し、他の７名の取締役は応じた。そして、９時40分団体交渉を終えた。

イ　同日午後２時15分から、上記社長あて文書の取扱いを協議するための事務折衝がおこなわれ、その取決めにもとづいて、同日午後５時ごろＢ１専務、Ｂ９取締役、Ｂ14人事課長およびＸ１ら３名が社長の入院している病院に着いたが、社長に面会することは禁止されていたので、労使双方は文書を病院長に託してひきあげた。

ウ　その後、Ｂ１専務ら３名は組合との取決めにもとづいて、三菱自販に行きＣ３常務取締役と面談した。そして、同社内をかりて緊急役員会をひらき、健康上の理由と二・三日来の異常な状況のもとでの団体交渉には応じられないこと、健康が回復し、また平穏に団体交渉が行なわれるのであれば、会社としては団体交渉を行なうにやぶさかではないことなどを決めたのち、Ｂ１専務はＢ14人事課長に命じて、Ｂ１専務ら３名がＣ３常務と面談した際、同常務から東京菱和のことにまで口をはさむことは筋ちがいであると言われたという点と、前記役員会の決定事項とを組合に電話で伝えさせた。

エ　なお、Ｂ１専務ら７名は、同月17日付内容証明郵便により、同人らが署名押印した文書は、組合の強要により疲労と恐怖心から来る心神こう弱の状態でやむなく作成したものであり、真意ではなく、したがって無効である旨社長と組合あてに通知した。

⑺　Ｂ14人事課長と組合役員らとの接触について

①　７月15日午前９時頃、Ｂ14人事課長は本社で組合側交渉委員に対して前夜組合に伝えた内容と同趣旨のメモを読みあげた。そして、Ｂ14課長は、組合側から会社側交渉委員が出社しない事情をきかれたが、事情を知らなかったため、役員の自宅に電話をかけようとした。これをみた組合役員らは、「電話をかけるなら渋谷営業所からかけろ、親子電話だからわれわれも返事を聞く」と言って、４、５名の組合員がＢ14課長を渋谷営業所へ連れていき、「問い合せはこのようにしろ」と言って、問い合せ内容を記したメモを渡した。Ｂ14課長はこれによって役員宅に電話をかけ、組合側は親子電話で通話内容を聴いていた。

その後三菱自販のＣ４勤労課長から、本社の役員室にＢ14課長あてに「様子はどうか」との電話がかかってきたところ、Ｘ１はＢ14課長に「私も聴くから話すのを待て」と言ってＢ14課長とＣ４との電話のやりとりを傍受した。

さらにその後、Ｂ14課長は組合員約150名が集合した本社の屋上に連れだされ、「会社役員のトンズラ、電話による問合せについてみんなに話せ」などと言われた。

②ア　同月16日、前日同様会社役員は出社せず、一方本社出入口には組合員がピケを張った。そして役員以外の出社した職制らは建物内部に入ることを拒否された。当日朝出社したＢ14課長も「役員から連絡があるかもしれないから入れてくれ」と言ったがききいれられず「電話があれば取り次ぐ」といわれたのでやむなく渋谷営業所に行った。

イ　上記のような事情でＢ14課長が渋谷営業所へ行ったところ、そこには他の職制が集っていた。ところがそこへ組合員が来て「ここも封鎖するぞ」などと言われたため、Ｂ14課長を除く職制は退散した。

ウ　Ｂ14課長には、両日とも組合員が１名見張りとして付き16日には昼食のため外出したいと同人が言ったところ、その組合員から「外に出たらもうはいれない」と言われたので出前の食事をとった。同人は午後５時ごろ帰宅した。

⑻　組合は、16日に無断で本社の放送施設を利用して、組合員に行動を指示するなどし

た。

⑼　三菱自販における組合の座りこみと同社の対応の状況

７月15日午後２時頃組合員約150名ほどが、Ｘ１の指揮のもとに田町ビル４階にある三菱自販に行き、同社のＣ３常務に会見を求めて同階のエレベーターホールと廊下に座りこみを行なった。そして、午後４時10分ごろから約50分間、三菱自販のＣ３常務が組合との会見に応じたが、紛争解決のための具体策が話し合われるまでにはいたらなかった。この会見が終了したのち組合員はひきあげた。

なお、この日の行動に先立って同月11日、14日に組合は組合員３～400名を動員して三菱自販までのデモ行進を実施したほか、同月17日から26日まで（但し20日を除く）、同社付近でビラ配布活動を行なった。

⑽　会社のロックアウトの実施

７月17日午前６時頃、会社は組合に対してロックアウトの通告を行なった。当時本社内には数十名の組合員が泊り込んでいたが、会社側がロックアウトの実施のため退去を求めたところ、組合員はただちにこれに応じて退去した。

⑾　下取り社有車の使用と会社の返還要求

７月18日、城南営業所のＢ３所長は組合のＡ４城南支部長に、下取りした会社の自動車が組合に無断使用されているとして返還を求めた。Ａ４が調べたところ、同営業所のＣ５が下取りした自動車が組合の用具運搬のため３回ほど使用されていたことがわかったので、Ｂ３所長に事実を報告するとともに当該自動車を返還した。

⑿　三菱重工業に対するデモおよび同社付近でのビラ配布

組合は７月18日、19日の両日、三菱重工業株式会社付近でビラ配布活動を行なったのち、同月21日および25日、同社に向けてデモを行ない、またビラ配布活動を行なった。なお、ビラ配布活動は同月21日から26日まで連日続けられた。

⒀　組合員による会社の石神井寮無断宿泊

７月25日および同月26日、組合員Ａ５ら約10名は、組合のビラやプラカードを作成するため、会社の石神井寮に無断で宿泊し、寮生のために用意した食事を食べた。

⑭　夏季一時金に関するその後の経過

①　同月28日、申立人組合の方針に批判をもつ者が別組合を結成し、８月１日、会社と夏季一時金について妥結した。

②　組合は、７月29日、当委員会に夏季一時金について「あっせん申請」をおこない、また８月５日、組合員の就労についても「あっせん申請」をおこなった。翌６日、団体交渉が行なわれたのち、組合は会社の回答どおりで妥結すると通知した。同月７日午前８時30分会社はロックアウトを解除した。同日夏季一時金に関する協定書、覚書が締結された。

３　Ｘ１、Ｘ２、Ｘ３、Ａ３に対する懲戒解雇

⑴　８月15日、会社はＸ１、Ｘ２、Ｘ３ならびに申立外Ａ３の懲戒解雇処分審査をおこなうため、懲戒審査委員会を開催する旨および組合側委員の選出方を依頼する組合委員長あて文書をＸ１に送付した。翌16日、組合はこの問題について団体交渉をおこなうよう申し入れたが、会社は、同月18日、この問題は団体交渉事項ではないとして、組合の申入れを拒否した。そして当初の予定どおり、同日第１回懲戒処分審査委員会を開催したが、当日は組合側委員の出席がなかったので、次回日程を決めただけで散会した。翌19日から21日まで３日間、同委員会が開催され、上記４名の処分問題の審査が行なわれた。

なお、会社は各回の委員会開催にあたって、予め組合に組合側委員の出席方を求めたが、いずれも組合側委員の出席はなかった。

⑵　同月22日、会社は同日付をもって、上記４名を懲戒解雇処分に付し、各人にその旨通知した。通知書によれば解雇理由の要旨は次表記載のとおりである。

番号	解　雇　理　由	Ｘ１	Ｘ２	Ｘ３
１	７月14日午前６時15分より約４時間30分にわたって、本社第二会議室における団体交渉中、会社側交渉員に対し脅迫を行ない、また業務を妨害した。	指導実行	同左	

2	７月10日午前11時頃より約６時間30分にわたって役員室に侵入し、執務中の会社役員に対し脅迫を行ない、また業務を妨害した。	指導実行	同左	
3	７月９日午後３時30分頃より約２時間30分にわたって、城西営業所において執務中のＢ６所長を組合員多数をもって取り囲み、つるしあげた。	指導実行	指導	実行
4	７月９日午後５時15分頃、城西営業所においてＸ３が非組合員Ｃ１に対し傷害を与え、その後事実無根の宣伝をした。	指導	同左	実行
5	７月９、10、12、14、15、16日にわたって、組合員多数が本社を占拠し、また、本社・営業所の出入口にピケを張り業務を妨害した。	指導実行	同左	
6	７月７日より16日まで組合員に部品店頭販売および中古車販売の業務を妨害させた。	指導	同左	
7	７月３日より18日までの間に、本社・営業所において会社指定以外の場所に、組合員をしてビラ数百枚を貼らせ、営業を妨害させた。	指導実行	同左	
8	７月15日午前９時30分頃より午後６時まで、人事課長を軟禁し、かつ電話を盗聴した。	指導実行	同左	
9	７月10日未明、社長私宅に組合員がアジビラ百数十枚を貼り、社長を誹謗し、その名誉を毀損した。	指導実行	同左	
10	７月21日現在、組合員が無断で社有車を運転し、組合の器具運搬に使用した。	指導	同左	
11	７月10日より16日まで社有備品（アンプ・マイク・スピーカー）を無断で使用した	指導実行	同左	

12	７月25日から26日にかけて、石神井寮に組合員が無断で入室使用した。	指導	同左	
13	７月19、20、21日、三菱重工、三菱自販、および街頭で事実無根のビラを配布し、会社の信用を失墜させた。	指導実行	同左	
14	７月11、14、21、25日、組合員が他会社（三菱重工・三菱自販）へデモを行ない、あるいは座り込みをし、会社の信用を失墜させた。	指導実行	同左	

第２　判断

１　当事者の主張

申立人らは、44年夏季一時金闘争の際生じた若干のトラブルは、会社が組合の無期限ストライキをＸ１ら一部組合役員の指導によるものと曲解し、団体交渉による事態の解決に消極的態度をとり、また従来なかった社長声明を発し、団体交渉において再三その態度をひょう変させたことなどに基因するものであり、そして、会社は本件争議をめぐるＸ１らの正当な組合活動について事実をわい曲、ねつ造し、同人らを懲戒解雇したものであると主張して、Ｘ１らの原職復帰、賃金遡及支払いを求めた。

これに対して、会社は、Ｘ１らが上記争議において、争議手段として容認される限界をこえた実力行使をおこない、また脅迫行為をおこなったことは懲戒解雇に値いすると主張して、本件申立ての棄却を求めた。

２　Ｘ１・Ｘ２の懲戒解雇

Ｘ１・Ｘ２に対する会社の解雇理由は多岐にわたっており、そのうちには正当な組合活動の範囲をこえないとみられるものや、必ずしも同人らにただちに帰責しうるか疑わしい事由をもかかげている。しかし、同人らの解雇理由のうち、つぎの事実を軽視できない。

(A)　７月14日の団体交渉におけるＸ１・Ｘ２の行為

第１の２の(6)において認定したように、７月14日朝再開された団体交渉において、

Ｘ１・Ｘ２らが先頭に立ってなした行為は、会社が組合の要求をうけいれなかったとはいえ、Ｂ１専務らを言葉きたなく難詰し、あるいはＢ１専務のノートをとって机にたたきつけ、Ｘ２は指から出血するほどの力をもって灰皿を机にたたきつけるなどしたほか、組合員の不穏当な言辞を放置・助長する態度をとるなど、もっぱら威嚇的方法によって会社に組合の要求を承諾させようとしたものであり、また会社役員による社長あての申入れ書もこうした背景のもとで作成されるにいたったものと認められるから、団体交渉の場における正当な行為の限界をこえたものといわざるをえない。この点に関して申立人らは、組合がＢ１専務の要求をいれて申入れ書の内容を一部修正したこと、組合はＢ13取締役が署名を拒否したことに対してなんら強制を加えなかったことなどから、この申入れ書はＢ１専務らが任意に作成したものであり、会社の主張するような「暴行」・「脅迫」によるものではないともいうけれども、当日のＸ１・Ｘ２らの行為を勘案すれば、それらの事実があったにせよ、同人らの行為が正当化されるものではない。

(B) ７月10日の本社役員室におけるＸ１・Ｘ２の行為

第１の２の(5)で認定した７月10日のＸ１・Ｘ２らの本社役員室への立入りについて、申立人らは会社が事態の解決に熱心でなかったため、この無期限ストライキが組合員の総意に基くことを会社首脳に認識させて、中断されている団体交渉を再開させることによって、一時金の大幅引上げ回答をださせようとした行動であったという。しかし、たとえそのような動機からの行動にしても、Ｘ１・Ｘ２らは事前に何らの通知もせず、突然執務中に、しかもＢ９取締役の拒否にあいながら、強引に会社役員室に立入り、その後再三にわたる会社側の退去要求に応ぜず、かえって多数の組合員を入室させ、自ら不穏当な言辞をくり返して述べ、また組合員が不穏当な言辞を発しているのを助長するような態度をとり、さらに積極的に組合員に発言を促し、６時間余にわたって前記認定のような状態を生じさせたことは組合の行為として正当性の限界をこえるものと認められる。

(C) Ｂ14人事課長に対するＸ１らの行為

会社は、７月14日の事務折衝の際に約束した次回の団体交渉をその後一方的に破棄し、翌日から全役員が出社しなかったこと、そして役員が出社しなかった事情を知らないＢ14課長を組合の矢面に立たせる結果を生ぜしめたことは、会社の態度としては適切とはいい難い。このような状態のもとで、組合が会社役員の所在を知ろうと懸命になったことはうなづける。しかし、組合側がＢ14課長を渋谷営業所に連れて行き、しかも通話の内容を指定して会社役員宅にあてて電話連絡をさせたうえ、その通話内容を親子電話の一方で傍受した組合側の行為は、甚だしく不穏当であり、また、三菱自販のＣ４勤労課長から電話がかかってきた際、相手方Ｃ４課長の通話を傍受したことも、Ｃ４課長の電話が争議行為の状況を問うものであったとはいえ、Ｃ４課長はＸ１とＢ14課長の間で上記のような事情の生じていたことを知らず、かつ傍受を承諾したわけではないから、他人の通話の秘密を侵したものである。組合は、Ｂ14課長が電話の傍受に同意していたというけれども、同人が積極的ないし強硬に拒否の意思表示をしなかったというに止まり、当日の状況から推して、Ｂ14課長は結局組合側の要求どおりの行動をせざるをえなかったものとみられ、同人の同意を得ていたものとは到底認められない。

よって、Ｘ１・Ｘ２の上記(A)(B)(C)の行為は正当な組合活動の範囲を逸脱したものであると判断せざるを得ない。そして会社はＸ１・Ｘ２の懲戒解雇について、正当な組合活動の範囲をこえないとみられるものないし、組合幹部であるというだけではただちに帰責しうるか疑わしい事由を付加しているけれども、懲戒解雇の主たる理由はこれら(A)ないし(C)の行為に存したと認められるから、申立人は当委員会において救済を求めることはできない。

３　Ｘ３の解雇

被申立人がＸ３の懲戒解雇理由として挙げるところは前記第１の３の⑵に記載した表の３と４の二つの事由である。

(A) このうち、３は７月９日のＢ６所長に対する組合の行動に関連する事実であるが、Ｘ３は、同日Ｘ１らが同所長と交渉している間、多数の組合員が野次ったり、騒いだ

りしないよう後方にいて監視していたものと認められる。このＸ１らのＢ６所長に対する言動に多少の行き過ぎがあったこと、一部の組合員が営業所にかかってきた電話を勝手に切っていたことは妥当ではないが、Ｘ３は、この間前述のような役割りをはたしていたに過ぎないから、同人が支部長代行の地位にあったというだけで、これらの行為について責任を負わしめることは困難である。

(B) そして４は、Ｘ３とＣ１との間にトラブルが生じ、Ｃ１が転倒して負傷した事実である。しかし(ｱ)Ｘ３が殴打したか否かは明らかでないこと、(ｲ)Ｘ３は結局起訴されなかったこと、(ｳ)会社は事件発生後会社声明を発し、また組合に抗議書を提出しているが、そこではもっぱらＣ１の言にのみ信をおいていたとみられること、(ｴ)Ｃ１が負傷する直前のＸ３の行為はやや執ようなきらいがないではないが、これは前二回にわたる説得の際、Ｃ１がともかくストライキに協力する趣旨とうけとれる返答をしていたためともみられること、(ｵ)会社はＸ３とＣ１が和解すれば、改めて爾後問題にするつもりはなかったようにうかがえること、(ｶ)Ｘ３がＣ１の負傷原因について組合に不実を報告し、組合をして会社とＣ１を誹謗せしめたとの主張は具体性に乏しいこと、および前記(A)に示した判断を総合すれば、すくなくともこの事由だけで懲戒解雇することは妥当性を欠き、結局組合の一連の争議行為を嫌悪していた会社が、たまたま紛争中に派生した上記事実に藉口してＸ３を懲戒解雇したものと認められるから申立人の主張には理由がある。

第３　法律上の根拠

以上の次第であるから、会社のＸ１・Ｘ２に対する懲戒解雇は労働組合法第７条に該当しないが、Ｘ３に対する懲戒解雇は同条第１号に該当する。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和48年３月６日

東京都地方労働委員会

会長　塚　本　重　頼